

第4次 恵庭市保育計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

恵 庭 市

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって

P.1

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の目標

第2章 保育の現状・課題

P.3

- 1 人口及び就学前児童数・保育入所人員
- 2 定員及び入所状況（年齢別・施設別）
- 3 待機児童・潜在待機児童の状況
- 4 入所定員の拡大
- 5 保育ニーズへの対応
- 6 保育士の配置
- 7 保育園の運営状況
- 8 公設保育園の環境整備

第3章 保育施策の方向性

P.11

- 1 保育（2・3号認定こども）の提供体制の確保
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援の拠点
- 4 保育環境の整備
- 5 保育士等人材確保対策の実施
- 6 特別な支援が必要な児童の受入れ
- 7 保育の質の確保・向上
- 8 感染症への対応
- 9 自然災害や交通安全対策への対応

参考資料

P.16

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、少子化や核家族化の進行などにより「家族の在り方」が多様化し、地域住民のつながりの希薄化が進む中、「子育て」に対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっています。

恵庭市においては、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を併せ持った「えにわっこ☆すこやかプラン」を、令和2年3月には「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」を策定し、「かかわり・つながり・ひろがりを大切にする子育てのまちえにわ」を基本理念にかかげ、地域における子育て支援や教育・保育環境の整備、子育てと仕事の両立支援に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化や働き方改革などの社会環境の変化への対応、子どもを取り巻く貧困や虐待への対応など、すべての子どもと家庭が安心し、子育てできる環境づくりを進めているところです。

一方、財政状況が厳しくなる中で「多様化している諸課題」に迅速かつ的確に対応するため、行財政改革の必要性はより一層増しており、「行政サービスの質」と「行政コスト」に留意しながら、積極的に民間活力の導入を推進する等、一層の行政の効率化が求められています。

平成30年には、「第3次恵庭市保育計画の中間見直し」を行い、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用した上で「恵庭市人口ビジョン2019」や恵庭市における女性の就業率上昇に伴う保育ニーズの多様化に対応すべく、市立すずらん保育園の民営化を進め、市全体の保育環境の維持・向上などに取り組んできました。

恵庭市の保育園等は、幼稚園から認定こども園への移行や小規模保育事業所の開設などが進み、令和3年度には公立保育園1園、私立保育園1園、認定こども園11園、小規模保育事業所3園となる予定です。

こうしたことから、恵庭市全体のより良い保育環境の構築と「子ども・子育て新制度」の円滑な実施のため、待機児童・潜在待機児童解消を図るための保育士確保対策や保育の質の向上、感染症や大雨・地震などの自然災害発生時の対応、園外活動時の交通安全対策による安心・安全な保育を新たな視点として加え、第4次恵庭市保育計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」との整合性を図り、恵庭市が保育施策に取り組むための指針として位置付けます。

3. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

但し、保育ニーズを取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて、適宜見直しを行う場合があります。

4. 計画の目標

- 1) 「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」に掲げた保育サービスの充実と保育定員の確保を図ります。
- 2) 多様な保育ニーズに応えるとともに、保育園等を地域における子育て支援拠点のひとつとし、子育て家庭への支援の充実を図ります。
- 3) 乳幼児期の教育・保育の質の確保・向上に努めます。

第2章 保育の現状・課題

1. 人口及び就学前児童数・保育入所人員

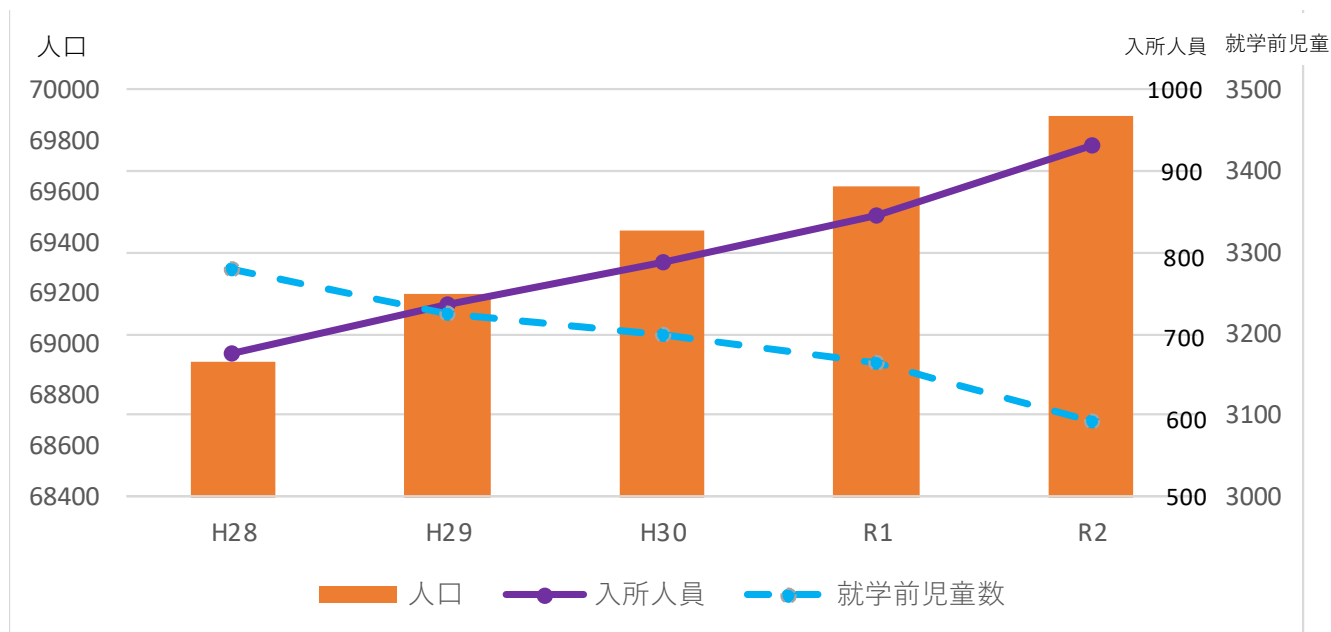
恵庭市の人口は、平成28年の68,934人から令和2年には69,900人へと、5年間で966人の増加となっていますが、就学前児童数（0～5歳まで）では、平成28年の3,279人から令和2年には3,091人へと5年間で188人減少し、少子化が進んでいます。

一方で、保育所の入所人員は、平成28年からの5年間で255人増加しており、保育ニーズの高まりを見せています。

●恵庭市の人口・就学前児童数・保育所入所人員（比較表） 各年4月1日現在（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900
就学前児童数	3,279	3,224	3,199	3,164	3,091
入 所 人 員	677	736	788	845	932

●恵庭市の人口・就学前児童数・保育所入所人員（グラフ）



2. 定員及び入所状況（年齢別・施設別）

市内全体の定員については、第2期えにわっこ☆すこやかプランにおける「定員の確保方策」に基づき、特に保育需要が高い3歳未満児を中心に定員を増やして対応しています。

●定員及び入所状況（年齢別・施設別）

（令和2年4月1日現在／単位：人）

年令 名称		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合 計	
		定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員
保 育 所	すずらん	15	3	15	15	15	15	15	18	15	18	15	14	90	83
	すみれ	9	3	15	17	15	17	17	14	17	14	17	17	90	82
	島松いちい	15	7	15	15	18	18	14	18	14	22	14	22	90	102
認 定 こ ど も 園	あいおい	12	9	15	20	18	20	15	16	15	15	15	18	90	98
	さくら	12	6	15	18	18	18	10	16	10	13	10	13	75	84
	えるむ	12	6	15	18	15	18	9	12	9	14	9	11	69	79
	えほんの森	9	8	15	15	15	15	12	15	12	14	12	14	75	81
	恵み野	8	5	15	14	18	16	15	16	15	13	15	11	86	75
	ひまわり	8	6	15	15	16	16	14	6	13	5	13	6	79	54
	かしわ	8	6	15	14	18	14	15	9	15	11	15	8	86	62
	えにわスマイル	9	3	12	14	12	14	9	10	9	8	9	8	60	57
	恵庭幼稚園	—	—	—	—	—	—	10	13	10	9	10	13	30	35
小 規 模 保 育 事 業 所	恵庭保育園	—	—	9	5	9	13	—	—	—	—	—	—	18	18
	しまつスマイル	6	1	7	9	6	4	—	—	—	—	—	—	19	14
	島松もみじ	6	1	7	6	6	1	—	—	—	—	—	—	19	8
合 計		129	64	185	195	199	199	155	163	154	156	154	155	976	932

《参考》 定員及び入所状況（年度比較）

（各年4月1日現在／単位：人）

年令 年度		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合 計	
		定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員	定員	入所 人員
平成30年度		114	63	155	162	170	188	119	140	118	132	119	103	795	788
平成28年度		84	40	145	154	166	154	134	108	133	112	133	109	795	677

3. 待機児童・潜在待機児童の状況

過去5年では、令和元年度に待機児童が発生したものの、それ以外では、待機児童は発生していません。なお、潜在待機児童については、0～1歳児を中心に発生している状況です。

●年齢別・年度別の状況

(各年度3月末、令和2年度のみ12月末／単位：人)

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	待機	潜在	待機	潜在	待機	潜在	待機	潜在	待機	潜在	待機	潜在	待機	潜在
H28	0	59	0	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	68
H29	0	43	0	8	0	1	0	1	0	1	0	0	0	54
H30	0	74	0	18	0	9	0	3	0	4	0	0	0	108
R元	3	79	2	48	0	4	0	1	0	0	0	3	5	135
R2	0	40	0	10	0	6	0	1	0	2	0	0	0	59

《参考》 待機児童及び潜在待機児童の定義（保育所入所待機児童調査より）

- ◎保育園入所申込書が恵庭市に提出され、かつ入所要件に該当するものであって、現に保育園に入所していない児童を「待機児童（国定義）」という。
- ◎他に入所可能な保育園があるにも関わらず、特定の保育園を希望し保護者の私的理由で待機しているものは、待機児童に含まないで、「潜在待機児童（道定義）」という。

《参考》 定員を超える児童の入所について

定員を超える入所は、国通知及び児童福祉法の基準に基づき実施しています。

- ◎「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日厚生省児童家庭局保育課長通知）抜粋
 - ⇒ 2年度連続で平均入所率が120%以上となった時は、次年度の定員見直しに積極的に取り組むこと。
- ◎「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について（雇児発0407 第2号平成28年4月7日）抜粋
 - ⇒ 連続する過去の5年度間、常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、6年目以降に公定価格が減額される。

4. 入所定員の拡大

「第2期えにっこ☆すこやかプラン」では年々、乳幼児数が減少する見込みと推計し、就学前児童数について、令和6年度には平成27年度より281人少ない、3,060人と推計していますが、保育ニーズは高い状態が続いているため、0～3歳児を中心に大幅な定員増を行い、受入体制の確保を図っています。 ※5年間で、保育施設／11園⇒15園 定員／181人増加、入所人員／255人増加。

●施設別・年度別の定員数、入所人員数

各年4月1日現在（単位：人）

No.	施設名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員
保 育 所	すずらん	90	71	90	69	90	71	90	71	90	83
	すみれ	90	93	90	89	90	86	90	89	90	82
	島松いちい	90	90	90	88	90	91	90	100	90	102
認 定 こ ど も 園	あいおい	90	97	90	91	90	101	90	99	90	98
	さくら	90	84	75	81	75	82	75	89	75	84
	えるむ	64	56	69	68	69	68	69	74	69	79
	えほんの森	64	64	75	68	75	75	75	77	75	81
	恵み野	54	31	54	50	56	63	56	71	86	75
	ひまわり	49	30	49	46	49	53	49	56	79	54
	かしわ	58	22	58	34	58	48	58	64	86	62
	えにわスマイル	56	39	56	52	53	50	53	51	60	57
	恵庭幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	30	30
小規模保育事業所	恵庭保育園	—	—	—	—	—	—	18	4	18	18
	しままつスマイル	—	—	—	—	—	—	—	—	19	14
	島松もみじ	—	—	—	—	—	—	—	—	19	8
合 計		795	677	796	736	795	788	813	845	976	932

5. 保育ニーズへの対応

共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより保育ニーズは増加しており、それらに対応するため、延長保育や休日保育事業の実施、一時的保育事業、病児・病後児保育事業の拡充等を進めてきました。また、障がいや発達に心配のある児童の保育ニーズも増えており、4・5歳児の入所独自要件の民間園への拡大や加配保育士の人件費を補助する特別支援児童保育事業を開始しています。

また、地震や大雨などの自然災害発生時の対応や園外での交通安全対策、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など、保育を取り巻く新たな課題への対応が必要となっています。

6. 保育士の配置

保育園、認定こども園等における保育士の配置については、児童福祉法で定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（※注）によって年齢別に定められていますが、恵庭市においては、きめ細やかな保育につなげるため、1歳児については「幼児5人につき保育士1人」との独自基準により運用しています。また、障がい児の受け入れにあたっては、状況に応じて保育士を加配し対応しています。

保育ニーズの増加に伴い、特に0歳・1歳児の潜在待機児童は年々増加しており、その解消と待機児童の発生を抑制するためにも、保育士等の人材確保が重要な課題となっています。

※注「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」による保育士配置基準

- ・ 0歳児／乳児3人につき保育士1人
- ・ 1～2歳児／幼児6人につき保育士1人
- ・ 3歳児／幼児20人につき保育士1人
- ・ 4～5歳児／幼児30人につき保育士1人

《参考》 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」による面積基準

- ・ 乳児室／乳幼児1人につき1.65㎡以上、ほふく室／乳幼児1人につき3.3㎡以上
- ・ 保育室、遊戯室／2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上

7. 保育園の運営状況

(1) 運営の状況

保育園の運営について、国においては、早急な保育体制の整備を目指して保育園設置及び運営等に関する規制を次々に緩和し、市区町村のほか、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等による設置運営が可能となりました。

全国的にも保育園の民間運営は多数を占めており、石狩管内各市の状況は、下表のとおり、認可保育園総数562カ所のうち、公設公営の保育園29カ所、民設民営の保育園533カ所となっており、民間運営施設は全体の95%を占めています。

●石狩管内各市における公営・民営保育園の状況

(令和2年4月1日現在)

都市名	公 営		民 営 (民間委託を含む)		合 計		割 合	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	公営	民営
札幌市	19	1,920	443	29,227	462	31,147	4%	96%
江別市	2	270	26	1,400	28	1,670	7%	93%
千歳市	2	200	26	1,338	28	1,538	7%	93%
北広島市	3	300	10	549	13	849	23%	77%
石狩市	1	19	15	980	16	999	6%	94%
恵庭市	2	180	13	796	15	976	13%	87%
合 計	29	2,889	533	34,290	562	37,179	5%	95%

※石狩振興局調べ(「北海道における保育所等利用状況について」から抜粋)

《参考》石狩管内各市における公営・民営保育園の状況

(平成30年4月1日現在)

都市名	公 営		民 営 (民間委託を含む)		合 計		割 合	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	公営	民営
合 計	30	2,850	360	30,334	390	33,184	7.7%	92.3%

※この2年間において、民間運営施設がさらに増加している。

（２）運営費の比較

保育園の運営費は、保育料や副食費などの保護者負担金及び国、道、市の負担によりまかなわれており、児童１人あたりの保育に必要な費用については、国が定める公定価格（保育単価）により決まります。

公立園と民間園の運営経費の比較を、令和元年度の公立保育園（すずらん・すみれ保育園）２園の保育園運営費を１園あたりで算出（人件費についてはすみれ保育園分）したものと、民間保育園運営費については国の基準による公定価格により算出した１園あたりの運営費により行いました。

運営費比較表のとおり、一般生活費（給食賄材料費や遊具、折り紙や画用紙等に係る経費等）で 2,944 千円、保育士の人件費等で 17,028 千円、合計で 19,972 千円の差となり、公立保育園の運営費が国の基準により算出した民間保育所運営費を上回っています。なお、児童１人あたりの経費で算出すると年間およそ 222 千円の差となっています。

●令和元年度 運営費比較表（１園あたり） （単位：千円）

	一般生活費他	人件費	合計
公立保育所運営費（ア）	19,679	117,320	136,999
民間保育所運営費（イ）	16,735	100,292	117,027
比較（ア）－（イ）	2,944	17,028	19,972

民間保育園の運営費は「島松いちい保育園」（民設民営）で積算
（児童１人あたりの年間運営費の差）

① 一般生活費他：32,711 円 ②人件費：189,200 円 合計（①＋②）：221,911 円

《参考》平成２９年度 運営費比較表（１園あたり） （単位：千円）

	一般生活費他	人件費	合計
公立保育所運営費（ア）	19,497	119,347	138,844
民間保育所運営費（イ）	16,579	101,838	118,417
比較（ア）－（イ）	2,918	17,509	20,427

民間保育園の運営費は「島松いちい保育園」（民設民営）で積算
（児童１人あたりの年間運営費の差）

① 一般生活費他：32,422 円 ②人件費：194,544 円 合計（①＋②）：226,966 円

(3) 公設保育園の民営化への経過

恵庭市では、5つの公立保育園を中心に、保育サービスの向上に努めてきましたが、さくら保育園の大規模改修、なのはな保育園及びこすもす保育園の移設に合わせ、保育園運営に民間活力の導入を行っています。

それにより、3歳未満児定員の拡大や産休明け保育事業、延長保育事業、一時的保育事業、休日保育事業を実施してきました。

すずらん保育園については令和3年4月より民設民営による幼保連携型認定こども園として新設されます。

●これまでの民営化の経過

施設名	公設民営	民設民営	
さくら保育園 現在：さくら	平成16年4月	平成21年4月	平成29年／認定こども園に移行
なのはな保育園 現在：島松いちい保育園	平成23年4月	平成28年4月	平成23年10月／現施設に新築移転 平成28年／名称変更
こすもす保育園 現在：あいおい子ども園	平成26年4月	平成31年4月	平成27年5月／現施設に移転 平成31年／認定こども園に移行し、名称変更
すずらん保育園 移行後：北海道文教大学附属幼稚園		令和3年4月	

8. 公設保育園の環境整備

市立すみれ保育園は、鉄筋コンクリート造で、耐用年数が47年の中、築40年が経過していることから、今後、改修や施設集約等を含めた施設整備が必要です。

●公設保育園の施設等の状況

令和3年4月1日現在

施設名	事業開始日	築年月	建物構造	建物面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
すみれ保育園	S55.4.1	S55	RC平屋	664.80	2,950.18

※なのはな保育園は築39年、こすもす保育園は築38年で園舎建替えを実施。

すずらん保育園は築46年で用途廃止の予定です。

第3章 保育施策の方向性

恵庭市では、児童福祉法第24条第1項の規定による「保育の実施主体」として、様々な保育ニーズに応え、保育サービスの向上に努め、市立保育園では、従来より、保育が必要な児童の受け皿として、障がいや発達に心配があり配慮を必要とする児童や、児童虐待など養育環境に不安があり多機関との連携が必要な児童等の受入れを行ってきました。

今後も、これまでの公立保育園の役割・経験を活かしながら、民間保育園等との密接な連携を進め、保育施策に係る市民との信頼関係を構築し、安心・安全な保育環境の整備、地域の子育て家庭への支援に取り組み、恵庭市全体の保育の質の確保につなげていきます。

1. 保育（2・3号認定こども）の提供体制の確保

女性の就業率の上昇、就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化などにより保育ニーズは増加しており、特に0～2歳児の保育定員の拡大は課題となっています。

待機児童や潜在待機児童の状況、社会情勢等の変化に応じた保育定員の見直しを行い、「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」における3歳未満児（3号認定）の保育提供率の目標値（令和6年 41.5%）を目指し、保育の提供体制の確保を図っていきます。

2. 保育サービスの充実

1) 延長保育事業

急な残業や勤務形態の多様化などで、通常の保育時間を超えて保育を希望するニーズに対応し、延長保育事業を実施しています。

保育園等の新規開設や幼稚園から認定こども園への移行時には、延長保育事業の実施について、事業者と協議し、実施に係る経費の補助を行います。

2) 休日保育事業

日曜・祝日に勤務している保護者のニーズに対応し、休日保育事業を1か所の認定こども園で実施しています。

事業実績や保育ニーズを踏まえ、実施園の検討を行います。

3) 病児・病後児保育事業

子どもが病気や病気回復期のため保育園等に預けることができない場合の病児・病後児保育事業について、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。協力会員の増

加と質の向上のため研修機会の充実に努めます。

施設整備については、利用実績やニーズを踏まえ、引き続き調査・研究していきます。

4) 一時的保育事業

親の就労や出産、子育て負担感の軽減などの理由により、一時的に家庭で子どもの保育ができないときに、市内4か所の認定こども園や保育園で子どもを預かります。

実施園との会議などを通じ、利用者ニーズを把握し、実施内容の充実に努めます。

3. 子育て支援の拠点

地域に開かれた社会資源として、保育園や認定こども園が有する専門的機能を活かし、地域の子育てニーズに応じた事業を実施し、地域との積極的な交流を推進します。

また、子育て支援の拠点のひとつとして、子育て中の親子に定期的に施設を開放し、子ども同士のふれ合いや遊びを体験する機会の提供、子育ての不安や悩みの軽減を図る各園の特色を活かした「地域交流保育」等を開催します。

4. 保育環境の整備

令和3年度より公立園は、すみれ保育園のみとなりますが、当面は1園体制を維持し、保育サービスの質を確保していきます。

また民間園に関して、平成30年度に防犯カメラの設置、令和元年度にエアコンの設置を行い、環境整備を行ってきました。今後についても感染症予防対策など、安心・安全に施設を利用できるよう、国の施策を注視しながら、環境整備について取組めます。

5. 保育士等人材確保対策の実施

保育士等の人材確保は、待機児童・潜在待機児童の解消や保育の質の確保において、重要であり、「保育士等人材バンク」、「合同職場説明会」「現場体験セミナー」をはじめ、令和2年度からは「保育士等就労支援事業」を開始し、保育士等の人材の新規採用及び定着化・離職防止に取り組んでいます。

国の施策や近隣市の動向や実績に注視し、国の補助制度の活用などを検討し、人材確保対策の充実に努めます。

【参考】保育人材確保のための総合的な対策（令和2年度保育士確保関係予算）（内閣府・厚生労働省）抜粋

- ・若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業
⇒保育士の離職防止や保育所の勤務環境改善を図るため、アドバイザー等の支援員が保育所等を巡回支援。
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業
⇒保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借上げるための費用の一部を支援する。
- ・保育人材等就職・交流支援事業
⇒就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就労継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

※実施主体や対象施設が年々緩和されたり、新規事業が創設されたりしていることから、今後とも国の動向に注視する。

6. 特別な支援が必要な児童の受入れ

1) 障がい等の4歳・5歳児の受入

保護者の就労の有無にかかわらず、4歳・5歳児の障がい等の児童を受入れる「恵庭市保育入所独自要件」を設定し、子どもの自立と成長を育む環境を提供します。

2) 特別支援児童保育事業

認定こども園、保育園等に入所する3歳以上の障がいや発達に心配があり配慮を必要とする児童に加配保育士等を配置する場合の人件費相当額を各園に補助する事業により、希望する園での保育が受けられる環境を整備します。

7. 保育の質の確保・向上

保育ニーズの多様化とともに、保育園等が子どもや保護者にとって、安心して安全に生活できる場となるよう、保育士等の資質や保育の専門性を高めることが益々求められています。

子どもの育ちを支える保育について、職員研修や保育の評価などに取組み、保育の質の確保・向上を図ります。

1) 研修の充実

全ての保育士等が必要な研修が受けられるよう、計画的に研修機会を提供します。

また、恵庭市主催の保育士等研修会を年1回開催し、市内で保育等に従事する職員を対象研修の機会を提供していきます。

2) 評価システムの確立

公立園、民間園を問わず、自己評価、第三者評価、利用者評価制度の導入を促進し、恵庭市全体の保育の質の向上を目指します。また、評価等の結果については、その結果を公表するよう努めていきます。

① 人事評価

市の保育士は、一般事務職員と同様に「人事評価制度」による業績評価・能力評価を毎年行い、業務遂行能力を磨き、保育士としての能力向上を図ります。

② 自己評価

保育士等は、保育の計画や保育記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することにより、その専門性の向上や保育実践の改善に努めます。

保育園の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、その保育園の保育内容等について、自ら評価を行い、全職員間で共通理解し、保育内容の改善に努めます。

③ 第三者評価

保育事業の運営及び保育内容に関して第三者評価機関等による審査・評価を行い、より良い保育の提供ができているか検証し、その改善に取り組みます。

④ 利用者評価

利用者アンケートを定期的の実施し、意見等を聴き、その結果も踏まえて改善に努めます。

3) 監査・指導の実施

適切な保育の提供のため、北海道と連携し、市内民間保育園及び認定こども園に、設置基準や運営基準が遵守され適切に保育が提供されているか、定期的に指導監査を行います。

◎根拠法・・・子ども子育て支援法

- ・指導…法第30条の3において準用する法第14条第1項
- ・監査…法第58条の8第1項

4) 幼・保・小連携の推進

保育園・認定こども園・小学校・行政等が連携を図り、子どもの成長や発達に関する情報交換や園児と小学生及び職員の交流を実施するなどし、円滑な就学への接続を行います。

小学校区を基本とした連携体制を構築するとともに、保育・教育等に関わる実務者レベルでの会議の開催等により、情報交換等を通じて施設間の連携に努めます。

また、①研修会②交流会（児童交流、教諭交流、保護者交流）③勉強会を開催し、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続と双方の保育・教育の質の向上を目指します。

8. 感染症への対応

保育園等における感染症対策は、安心して保育園等を利用するために重要です。インフルエンザやノロウイルスはもちろん、新型コロナウイルス感染症など、新しい感染症についても、適切な感染症対策に取り組んでいきます。

感染症の予防、発生時の対応、対策の実施体制等を整理し、市内全園が適切に感染症へ対応することができるよう、マニュアルやフローチャートの整備や実際発生した場合を想定しての事例研修や勉強会を行います。

9. 自然災害や交通安全対策への対応

大雨や大規模地震などの自然災害や火災発生時の対応として、「防災マニュアル」等の整備が必要であり、平常時より、その内容を理解し、職員間での共有が重要です。保育園の立地や入所人員数、職員数など様々な条件を考慮した防災マニュアルを作成し、災害時の休園等の判断や保育の実施について、整理する必要があります。また、実際の災害時に備え、日頃より、保護者や地域との連携・協力などにより訓練等を実施します。

近年、全国的に散歩などの園外活動中に交通事故に巻き込まれ、園児や職員が負傷する事故が発生しています。園外活動時の安全ルートの確保や引率者の数や配置、事故発生時の対応、連絡体制等についてマニュアルを作成し、安心安全に園外での活動ができるよう取り組みます。

また、地域の公園等が、安全に利用できるよう、危険箇所や故障等については、施設管理担当への情報提供を行う等、連携を図ります。

参 考 資 料

～「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」より～

●3号認定子どもの保育提供率の目標値

待機児童数の多くを占めている3号認定子ども(3歳未満)の計画期間中の保育提供率(3歳未満の人口推計に占める3号認定の利用定員数)の目標は次の通りです。

	2020年度 (令和2年)	2021年度 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)
目標値	37.5%	38.4%	39.5%	40.5%	41.5%

●年度ごとの量の見込みと確保方策

(単位:人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	772	426	405	132	410	542	2,145
	1,198						
確保方策の内容②	1,410		463	132	410	542	2,415
特定教育・保育施設	1,410		463	117	340	457	2,330
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	212		58	0	0	0	270

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	769	425	414	134	421	555	2,163
	1,194						
確保方策の内容②	1,385		523	134	423	557	2,465
特定教育・保育施設	1,385		523	119	353	472	2,380
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	191		109	0	2	2	302

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	766	423	412	138	429	567	2,168
	1,189						
確保方策の内容②	1,368		527	140	431	571	2,466
特定教育・保育施設	1,368		527	125	361	486	2,381
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	179		115	2	2	4	298

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	762	421	426	141	437	578	2,187
	1,183						
確保方策の内容②	1,344		541	143	439	582	2,467
特定教育・保育施設	1,344		541	128	369	497	2,382
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	161		115	2	2	4	280

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い 子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	759	419	424	145	444	589	2,191
	1,178						
確保方策の内容②	1,322		539	147	447	594	2,455
特定教育・保育施設	1,322		539	132	377	509	2,370
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②－①)	144		115	2	3	5	264

●延長保育事業

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	433	452	449	448	441
確保方策②	433	452	449	448	441
②-①	0	0	0	0	0

●一時預かり事業

(単位:人)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	4,278	4,321	4,365	4,403	4,446
確保方策②	4,278	4,321	4,365	4,403	4,446
一時預かり事業 (幼稚園以外)	3,786	3,831	3,878	3,918	3,963
ファミリー・サポ ート・センター事 業	477	475	472	470	468
トワイライト ステイ事業	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

